

# 新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案

新型コロナウイルス感染症については「緊急事態宣言」が全国に拡大されたことを受け、関西全体が一体となって、人と人との接触を最大限無くす取組を続けている。一方、患者の増加とともに医療体制への負荷は日増しに大きくなるなか、患者受入病床や宿泊療養施設の確保に取り組むうえで課題も生じており、適切に対処していくことが求められている。

今後、事業者の協力も得て感染拡大が一日も早く終息するよう、今までにもまして一致団結して新型コロナウイルス感染症対策を確実に実行するため、以下の項目について、特に対策を講じるよう提案する。

## 1 医療体制の確保

### (1) 治療法等の早期確立

社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンの早期開発・実用化に向けて、新薬研究を支援し、医療機関において適切な診療が受けられる体制を構築すること。

また、アビガン等の治療薬の実用化に向けた治験データを早期に取りまとめ、その効果を医療従事者と情報共有するとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることから、国民の理解のもと医療機関での積極的使用を促進すること。

### (2) 医療体制の確保の促進

#### ① 医療機関の患者受け入れの促進

医療崩壊を何としても防ぐため、重症者のための病床の確保とともに、一般医療機関における感染症患者の外来、入院受け入れの拡大を行う必要がある。

このため、国公立民間を問わず、新型コロナウイルス感染患者の受け入れを行うよう、国の責任において医療機関に対し働きかけること。

#### ② 診療報酬、空床補償の拡充等による医療機関の支援

先日、重症・中等症の患者を受け入れた医療機関に支払われる診療報酬の増額が行われたが、受入病床を最大限確保する観点から、負担が増加する医療機関に対し、更なる診療報酬の特例措置や空床補償の拡充など、支援を行うこと。

#### ③ 医療従事者への支援

感染リスクにさらされる医療従事者に危険手当などの支援を行うとともに、医療事業者に対する風評被害防止のための国民的な啓発を行うこと。また、患者に対応する医療従事者の通勤負担の軽減と疲労回復のため、病院近くの宿泊施設に宿泊するための財政的支援を行うこと。

#### ④ 医療物資の迅速な供給

医療現場で支障が生じているマスクや消毒液、防護服等の医療物資の調達・供給については、引き続き国の責任において速やかかつ確実に行うとともに、技術的、人的な支援も含め、医療機関が安心して診療に専念できる体制の整備を進めること。

併せて、消毒用アルコールの十分な確保のため、製造免許・販売業免許の規制を緩和し、事業者による消毒用アルコール製造への円滑な参入を可能とすること。

### (3) 院内感染の防止に向けた検査体制の充実等

#### ① 院内感染防止対策の推進

院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、医療従事者の安全確保のためにもPCR検査体制の強化が必要である。特に、無症状者からも感染がこりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。

また、地域外来・検査センターの設置のほか、屋外テントにおける「発熱トリアージ外来」など、各地域における取組に対して積極的な支援を行うとともに全国的な情報共有を図ること。また、医療現場における動線の分離など、感染拡大防止への体制構築に向けた支援を行うこと。

#### ② 検査体制の拡充

必要な者にPCR検査を迅速に実施できるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・供給を図ること。さらに、迅速診断キットの早期開発を行うとともに、医療従事者への感染防止のためにも、IgM及びIgG抗体検査法を確立・承認し、速やかな普及を図ること。

### (4) 宿泊療養の促進

無症状者・軽症者の宿泊療養については、ホテル従業員やリネン供給等関連事業者の感染懸念などから施設の運営・確保に課題が生じている。このため、適切な感染防止措置や運営人員の確保に向け、国としての関係業界への働きかけ、技術的な指導および十分な財政措置を行うこと。

### (5) 安心できる自宅療養の確保

無症状者・軽症者が自宅療養する際に、同居するハイリスク者である高齢者を受け入れることができるよう、要介護認定を受けていなくても、ショートステイなどの介護保険サービスを特例的に利用できる措置を講じること。

### (6) 広域医療連携に対する支援

関西広域連合が申し合わせている、広域的な患者受入調整など広域的な医療連携を実効あるものとするため、患者の搬送や受入側の施設整備に対して財政的な支援を行うとともに、転院の難しい重症・重篤者への対応を図るため、医療専門人材の広域融通が可能となる制度を速やかに創設すること。

## 2 効果的な休業要請のための事業者等への支援

### (1) 休業要請等の影響を受ける事業者への支援

休業要請の影響を受ける事業者が事業継続できるよう、国の責任において事業者への損失補償を行うとともに、事実上休業を余儀なくされている事業者に対しても救済措置を講じること。

また、宣言地域が全国都道府県に拡大されるとともに、休業要請に対する協力金への「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の活用が認められることとなったことから、各自治体が地域の実情に応じて効果的な事業者支援を行えるよう、総額の大幅な増額を行うこと。

加えて、自治体が休業要請した事業者に支給する協力金については、非課税とするよう特例措置を設けること。

### (2) 家賃軽減措置の実施

収入が減少した事業者の家賃が大きな負担となっていることから、家賃の軽減等を行う法的措置を制度化し、支援制度を創設すること。

### (3) セーフティネット保証5号（80%保証）対象業種の追加

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されている、パチンコ店などセーフティネット保証5号の対象から除かれている業種について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業要請することで、売上減少などの影響が甚大であることを鑑みて、保証対象に追加すること。

### (4) 休業事業所の従業員の生活維持支援

雇用調整助成金は、従業員への休業手当の支払後でなければ申請ができず、事業者への助成金交付に時間を要している。中小企業の資金繰り支援の観点から、休業手当の支払い前に支給申請が可能となるよう、休業実績一覧表の確認書類（手当支払いを証するもの）を後日提出とするなど、迅速な支給のための改善措置を講じること。あわせて、中小企業への助成率を10/10にするとともに、上限額の引き上げを行うこと。

また、激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職しなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置を今回も適用すること。

### (5) 社会生活の継続に必要な施設への支援

休業要請期間中も事業継続が求められる生活必需品販売店等が安心して事業継続できるよう、国として適切な感染防止措置の周知や必要な財政支援を行うこと。

## 3 社会福祉施設への支援

障害者福祉施設等での集団感染により、施設が休所となり利用者が必要な福祉サービスを受けられない状況が生じている。このため、国の責任により各施設の感染防止措置に対し必要な指導及び支援を十分行うとともに、感染していない利用者を他の施設で受け入れ、福祉サービスを継続的に受けられる体制構築に対する支援を行うこと。

## 4 感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

### (1) 国民への注意喚起の徹底

今後、特にゴールデンウィーク中の人の往来による感染拡大を防ぐため、特定警戒都道府県等との間をはじめ各都道府県をまたぐ往来については、旅行や観光はもとより仕事や帰省等であっても見合わせるよう、国民に対し、国の責任において強く注意喚起を行うこと。

### (2) 携帯電話の有効活用

国民の行動変容を促すため、携帯各社と政府との連携により全ユーザーにメッセージを発出するなど、わかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。

また、きめ細かな注意喚起のため、携帯各社と協議の上、新型コロナウイルス感染症情報をエリアメール等の対象に加えること。さらに、特定の集客地域を対象に注意喚起ができるよう、基地局単位での発信について検討を要請すること。

## 5 国交付金の迅速な執行に向けた手続きの簡素化

新たに創設される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、地域の実情に応じた事業実施に向け、迅速な執行が求められている。

国においては、遅くとも5月からの事業実施が可能となるよう、速やかに配分方針を決定するとともに、実施計画提出に先行する事業執行を認めるなど、大胆な手続きの簡素化を図ること。

## 6 緊急事態宣言継続・解除の基準明示

事態に応じた効果的な対策実施のため、各自治体が予見性を持って対策を進められるよう、緊急事態宣言継続・解除の時期や区域などの基準をあらかじめ示すこと。

令和2年4月23日

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三（兵庫県知事）